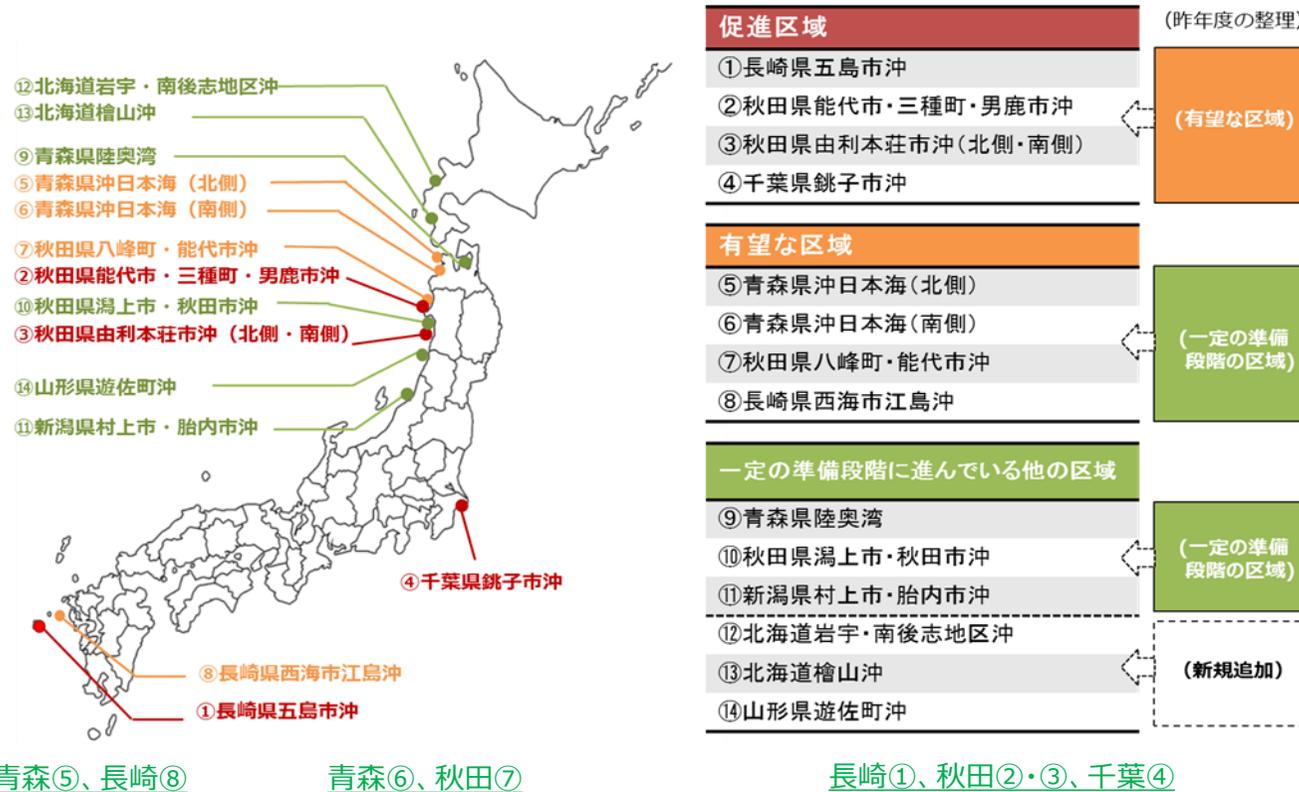


# 促進区域の指定及び有望な区域の選定に係る現状

※出典:「第1回青森県沖日本海(南側)における協議会 資料4 一部抜粋」

- 再エネ海域利用法に基づき、**2019年12月に長崎県五島市沖を初の促進区域に指定。2020年6月から事業者の公募を開始。**
- **秋田県能代市・三種町・男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖（北側・南側）、千葉県銚子市沖**についても、**2020年7月に促進区域に指定。2020年11月から事業者の公募を開始。**
- また、**新たな有望な区域として、2020年7月に秋田県八峰町・能代市沖を含む4か所を公表。**協議会の設置や国による風況・地質調査の準備に着手。



青森⑤、長崎⑧

青森⑥、秋田⑦

長崎①、秋田②・③、千葉④

プロセス

